

2. 農薬は適正に使用しましょう

市では、県の指針に従い、農薬使用の多い6月～9月を「農薬適正使用推進期間」と設定し、農薬の適正使用と飛散防止を推進しています。

農薬を散布する時は、下記のことにご注意しましょう!!

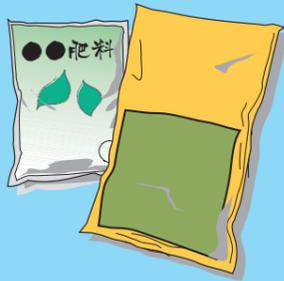
- 風のあるときは極力散布を控えましょう。
- かけたい作物だけに農薬がかかるよう、心がけましょう。
- 適正な圧力で、適正な量を散布しましょう。
- タンクやホースはきれいに洗浄しましょう。
- 近所の耕作者・住民と連絡を取りましょう。
- 農薬の使用基準を守りましょう。



3. 農業用廃プラスチックは、適正に処理しましょう

市では、市、県、農協、資材業者、その他関係機関からなる「農業用廃プラスチック類適正処理推進協議会」を各地区に設置しており、農業用廃プラスチック類の適正処理推進に努めています。

また、協議会が主体となって、年に3回共同回収も行っています。ぜひ、ご活用ください。回収時期など詳しくは、市農政水産課又は各総合支所産業振興課へお問い合わせください。



- 使用済みマルチや農薬の空ポリ容器、使い終わったハウスのビニール等の農業用廃プラスチック類は産業廃棄物であり、生産者自らの責任において処理することが義務付けられています。適正な処理を心がけましょう。

4. 農作物の安全性確保に努めましょう



「かごしまの農林水産物認証制度」のロゴマーク

市では、県や農協など関係機関と一体となって、農作物の安全性を確保するために、生産履歴の記帳の徹底や農薬の適正使用、生産者の衛生管理など、さまざまな角度から対策を講じています。

この中でも、特に、肥料の使用量を減らしたり、農薬の使用回数を減らすことに取り組む「エコファーマー」や、安全・安心を考えた基準に沿って生産を管理する農家を認証する「かごしまの農林水産物認証制度」などの認証制度の普及に積極的に取り組んでいます。



「エコファーマー」のロゴマーク

1. 土壌診断結果に基づき、良質堆肥を活用した土づくりが大切です (2月と8月は土づくり推進月間です)

市では、平成15年に土壌診断室を設置し、土壌診断調査を行っています。土壌診断とは、人が健康診断を受けるのと同じように、土壌の状態を検査(土壌の健康診断)し、その結果をもとに、専門員が診断書を作成し、農家に土の状態を知らせるシステムです。

今まで、過剰に散布していた肥料をこの診断結果をもとに、適正な量だけ散布することで、土壌の窒素含有量を抑え、二酸化炭素の発生量を削減するなど、環境にやさしい農業に取り組めるという利点があります。

いい土って、どんな土?



作物にとって好ましい土というのは、適度な水分と空気が土壌中に存在することです。このような土壌環境を作るためには、堆肥などの有機物や有機物を利用して生活する微生物が必要です。

微生物が、堆肥を食料として、土壌を団粒構造にすることにより、土の保水性、排水性、通気性がよくなります。

このことにより、フカフカした土ができ上がり、根が良く張り、養分を効率よく吸収し、作物の生育が良くなるのです。

☆堆肥をうまく利用しておいしい農作物を生産しましょう

- ①良い農作物を作るには、いい土づくりが大切です。
- ②いい土を作るためには、堆肥と微生物をうまく活用して地力をあげることが大切です。

Q 堆肥を入れるのが大切なのはわかったけど、どれくらい堆肥を入れればいいのか?



A そんな時のために、市では土壌診断室を設置し、よい土づくりのサポートをしています。



▲市農業研修センター内に設置している「土壌診断室」 ☎ 0994-41-2060

ぜひ、土壌診断室を活用して、よい農作物生産に取り組みましょう!!

環境保全型農業に 取り組みましょう

環境保全型農業とは、化学肥料や農薬の使用の軽減や農作物の生産に適した土づくりを行うことにより、環境に負荷をかけずに農産物の生産に取り組む農業です。

市では環境保全型農業とともに、農業が本来有する循環機能を生かした環境にやさしい農業を推進しています。

みなで環境保全型農業に取り組みましょう。

【問い合わせ】 市農政水産課 ☎ 0994-31-1117
各総合支所産業振興課